

ASEAN・中国FTAをどうみるか

石川幸一

●関係緊密化と協力の象徴

ASEANと中国は、過去五〇年間で最も良い関係にあるといわれる（参考文献①）。

中国はベトナムと一九九一年に国交を回復し、東南アジアの全ての国との国交を正常化した。それ以降、ASEANとの関係改善を進めてきたが、急速に両国・地域の関係が拡大・緊密化したのは二一世紀に入ってからである。二〇〇一年に二〇年以内のFTA創設に合意し、二〇〇二年には包括的経済協力枠組み協定（枠組み協定）に署名した。二〇〇三年にはASEANの基本条約である東南アジア友好協力条約にASEAN以外の国として初めて署名した。同時にASEANと中国は平和と繁栄のための戦略的パートナーシップ共同宣言に調印し、中国はASEANの初の戦略的パートナーとなった。ASEANとのFTAでは中国は最も先行しており、二〇〇五年に関税引き下げを開始した。関係の強化は、経済だけでなく、政治・安全保障、社会・文化の分野でも広範に行われており、現在

首脳会議を頂点に閣僚会議、高級事務レベル会議など二八の協議の場が設けられている。

ASEANと中国の関係は実態経済面でも拡大・緊密化している。ASEANと中国の貿易は急拡大を続けており、一九九九年に二七一億ドル（中国側通関統計）だった往復貿易額は、二〇〇五年に二一三〇億ドルに達している。

ASEANと中国のFTA（ACFTA）は、政治・安全保障、経済、社会・文化など包括的な関係の拡大と協力の動きの一環であり、その象徴といつてよい。そのことは、ACFTAの基本的な内容を規定する「枠組み協定」が、二〇〇二年の首脳会議で、「南シナ海行動宣言」、「非伝統的安全保障協力宣言」、「農業協力覚書協定」と同時に署名されたことが示している。「枠組み協定」は、貿易の自由化だけでなく、ASEANと中国の間で極めて広範な協力を行うことを明らかにしている。

枠組み協定は、二〇〇二年一月にカンボジアのプノンペンで開催されたASEAN中国首脳会議で調印され、二〇〇三年七月

月一日に発効した。枠組み協定は、前文、一五条と三つの付則から構成されており、FTAを中心とした経済協力の基本的な内容を規定している。

枠組み協定の内容は、①二〇一〇年（ASEAN新規加盟国は二〇一五年）までに実質的にすべての分野を対象とするFTAを実現する、②サービス貿易と投資の自由化を行う、③農産品（HS01-HS08）を対象とする早期自由化（アリーパーベスト）を行う、④広範な経済協力を行う、というものである（参考文献①）。

経済協力には、貿易・投資の円滑化と様々な協力が含まれている。貿易および投資の促進と円滑化のために、①規格と適合性評価、②貿易の技術的障害、③税関協力、中小企業の競争力強化、電子商取引、キャパシティ・ビルディング、技術移転のための協力を強化する。優先協力量分野は、①農業、②情報通信技術、③人的資源開発、④投資、⑤メコン河流域開発、の五分野である。その他の開発分野は、銀行、金融、観光、輸送、通信、知的財産権、中小企業、環境、バイオテクノロジー、漁業、林業と

特集／中国＝東南・南アジア経済関係の現在



特集／中国＝東南・南アジア経済関係の現在

森林保護、鉱業、エネルギー、地域開発である。ASEAN新規加盟国（ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア）の経済構造調整と中国との貿易投資の拡大のためのキャパシティ・ビルディングと技術援助を実施する。なお、協力を加速する分野（活動）として二分野（表1）をあげている。

●緩やかな規律のFTA

関税引き下げは、ACFTAの物品の貿易に関する協定（ASEANと中国の包括的経済協力枠組み協定の物品の貿易に関する協定）に規定されている。同協定は、二〇〇四年一月に調印され、二〇〇五年七月二〇日から施行されている。

関税引き下げは、中国およびASEAN

6（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ）とASEAN新規加盟四カ国に二分し、別のスケジュールで行う。品目はノーマル・トラックとセンシティブ・トラックに分けている。ノーマル・トラック品目は二〇〇三年七月時点の関税率により五グループ（新規加盟国は二グループ）に分け、段階的に引き下げ、二〇一〇年（新規加盟国は二〇一五年）に関税が撤廃される（表2）。

例外品目であるセンシティブ・トラックは、HS6桁で四〇〇品目かつ二〇〇一年の輸入の一〇％以下（新規加盟国は五〇〇品目）で二〇一二年（新規加盟国は二〇一五年）までに二〇％、二〇一八年（新規加盟国は二〇二〇年）までに〇～五％に引き下げればよい。センシティブ・トラックは、センシティブ・リストと高度センシティブ・リストに分けられている。

高度センシティブ・リストはセンシティブ・トラックの四〇％あるいは一〇〇品目（新規加盟国は一五〇品目）を上限とし、二〇一五年（新規加盟国は二〇一八年）までに関税率を五〇％以下に引き下げればよい。

ASEANは、中国を完全な市場経済国と認定し、中国のWTO加盟議定書で規定されている対中経過的セーフガードと繊維セーフガードを発動しないこと、ダンピング価格の比較に中国における国内価格との比較に基づかない方法を用いないことが規

定された。

原産地規則は、累積原産比率四〇％以上であり、AFTAと同じである。協定の進捗は監視、見直しが行われ、二〇〇八年にセンシティブ・トラックの見直しを行うことになっている。

ACFTAの関税引き下げ方式と例外品目の指定は、日本など先進国のFTAと異なっている。日本のFTAでは、発効と同時に大半の品目の関税を撤廃し、例外品目は交渉により決めているため、一方的に指定できない。一方、ACFTAは、全ての品目を段階的に自由化し、例外品目は枠の範囲内で自由に指定できる。ACFTAの「緩やかな規律」は、ASEANのFTAであるAFTAのCEPT（共通効果特惠関税）方式を踏襲していることによる。

そのため、ACFTAでは、シンガポールを除くすべての参加国が多くの重要な産業・製品を例外としている（表3）。

●AFTAと多くの共通点

ACFTAは、AFTAをベースにしたため共通点が多い。関税引き下げ方式、例外品目指定に加え、四〇％の原産地規則、互恵主義、FTAの実現時期がAFTAと同じである。運用の柔軟性も共通している。アーリーハーベスタは二〇〇四年に開始されたが、フィリピンが参加したのは二〇〇五年四月であり、関税撤廃は二〇〇六年一月からである。二〇〇五年七月二〇日に開

表1 協力を加速する分野

①シンガポール-昆明鉄道とバンコク-昆明高速道路、②GMS首脳会議で決定したメコン河流域（GMS）開発の中長期計画の実施、③ASEANと中国間の貿易と投資を促進する拠点の指定、④農産品、電子電気機器などの相互承認協定の促進、⑤規格・標準関連機関の協力メカニズムの設立、⑥農業協力に関する覚書の実施、⑦情報通信技術における協力の覚え書き調印、⑧ASEAN-中国協力基金などを使った人的資源開発のためのプログラム開発、⑨ASEAN新規加盟国の地域統合とWTO未加盟国の加盟円滑化のための技術協力、⑩貿易円滑化のための税関協力、⑪知的財産権保護のための関係当局間の協力

表2 ASEAN6と中国の関税引き下げスケジュール (%)

	遅くとも2005年7月1日まで	遅くとも2007年1月1日まで	遅くとも2009年1月1日まで	遅くとも2010年1月1日まで
20%以上	20	12	5	0
15%以上 20%未満	15	8	5	0
10%以上 15%未満	10	8	5	0
5%超 10%未満	5	5	0	0
5%以下	現行レートのまま			0

(出所) Agreement on Trade in Goods of the Framework Agreement on Comprehensive Economic Co-operation between the Association of Southeast Asian Nations and the People's Republic of China (ACFTA 物品貿易協定)。

表3 ACFTAの例外品目 (中国とASEAN6)

センシティブ・トラック (HS6桁)	高度センシティブ・リスト (HS6桁)
<ul style="list-style-type: none"> 中国：紙、紙製品 73、繊維 19、農産品・食品 16、輸送機械 14 など計 161 インドネシア：プラスチック・ゴム 91、衣類 67、鉄鋼 41、化学 40、輸送機械 32 など計 349 マレーシア：繊維 49、プラスチック・ゴム 47、鉄鋼 35、一般機械 35 など計 272 フィリピン：衣類 77、プラスチック・ゴム 48、輸送機械 42、鉄鋼 31 など計 267 シンガポール：農産品・食品 1 タイ：鉄鋼 78、電気機械 49、履物 22、一般機械 19 など 242 ブルネイ：電気機械 28、家具・寝具 13 など 66 	<ul style="list-style-type: none"> 中国：紙・紙製品 40、農産品・食品 26、木材・同製品 11 など計 100 インドネシア：輸送機械 23、農産品・食品 13、プラスチック・ゴム 5 など 50 マレーシア：鉄鋼 43、輸送機械 17、農産品・食品 13 など 96 フィリピン：農産品・食品 41、プラスチック・ゴム 15、石・陶磁器・ガラス 9 など計 77 シンガポール：農産品・食品 1 タイ：農産品・食品 51、輸送機械 22、石・陶磁器・ガラス 16 など 100 ブルネイ：輸送機械 34

始された関税引き下げにはベトナムがまだ加わっていない。これは、加盟一〇カ国の中で実施可能な国から実施していくASEANの「一〇-X方式」と類似している。ACFTAは中国が提案したのだが、交渉はこのようにASEANが応じやすい形で進められた。中国とのFTAに警戒心を持っていたASEANには、アリーハーベストを含め、中国側の提案は魅力的にみえたと思われる。

ACFTAをベースとしたことは交渉を容易にしたが、ACFTAを質の点で問題のあるFTAとする要因となった。ACFTAは実質的にすべての貿易を自由化するFTAであるとしているが、GATT二四条に整合的かは疑問が多い。たとえば、互惠主義により関税撤廃品目が減少してしまう。関税を撤廃するのは、自国および相手国がノーマル・トラックとしている品目に限定されており、自国がノーマル・トラックに指定している品目でも相手国がセンシティブ・トラック品目に入れていれば、自国は実行上関税を引き下げる必要がないためである。さらに、多くの重要な製造業品目が例外品目となっている。自動車、二輪車、カラーテレビは多くの国で例外となっており、これらの品目で貿易自由化の対象となっているのは、中国のオートバイ、タイのトラック、フィリピンのテレビなど数えるほどである。また、農産品・食品も多くの国が例外としている。特に、タイは世界一の米



特集／中国＝東南・南アジア経済関係の現在

輸出国でありながら米を例外とするなど最も多い五一品目を高度センシティブ・リストに指定している。ACFTAがWTOには授權条項によるFTAとして通告されているのは当然であろう。

AFFTAは、自由化品目の拡大と自由化の加速を行ってきた。ASEAN6の場合、AFFTAの実現時期は二〇〇八年だったが、前倒しを行い二〇〇二年（一部品目は二〇〇三年）に完成し、現在は九九%が自由化（〇～五%への引き下げ）され、製造業品の例外は全くない。関税撤廃は二〇一〇年であり、自動車など九品目の関税撤廃は二〇〇七年に前倒しされている。ACFTAは、二〇〇八年に例外品目の見直しを行うことになっているが、自由化の拡大・加速でもAFFTAを踏襲すべきである。

二〇〇六年五月に調印されたASEANと韓国のFTA（AKFTA）の関税引き下げスキームはACFTAに類似している。ACFTAとAFFTAは、前述のとおり多くの共通点を持っている。AFFTA、ACFTA、AKFTAという東アジア二三カ国中、一二カ国が参加する三つのFTAが類似した内容の協定を締結したことになる。中国がAFFTAをベースとしたことは、ASEANの意向を尊重したという面とともに、漸進主義、柔軟性、内政不干渉などのASEAN流の意思決定方式が中国にも都合がよかったためと考えられる。東アジアFTAは、ASEANに主導的な役割を担

わせながら、内容面では中国がイニシアチブをとる可能性があるのではないか。

●懸念される経済的に弱いグループへの影響

ACFTAは、多くの重要な製造業品目を例外としている。例外となっているのは、自動車、二輪車、家電、鉄鋼、化学品など輸入代替型で発展してきた重化学工業が多い。輸出指向型で発展してきたコンピューターと周辺機器、電子部品などIT製品は、関税がすでにゼロあるいは極めて低率となっている。一方、日用品を中心とする軽工業品はセンシティブ・トラックへの指定が少ない。したがって、重化学工業は関税保護が継続し、IT産業はすでに自由貿易となつているためFTAの影響はなく、関税撤廃により中国からの輸入品との競争にさらされるのは軽工業品が多くなる。重化学工業とIT産業の担い手は主に日系企業など外資企業と地場大手企業であるが、軽工業は地場中小企業が多い。そのため、地場中小企業がACFTAのネガティブな影響を最も大きく受ける懸念がある。

軽工業が製造業の主力となつているのは新規加盟国である。そのため、国別にみると、新規加盟国がFTAによる中国からの輸入増のネガティブな影響を最も受けると考えられる。ACFTAによる中国からの輸入の増加率が最も高い国は、チュラロンコーン大学とモナシユ大学の行ったシミュ

レーションによるとベトナムであり、対中輸出が一〇・一%増加するのに対し、輸入は九一・六%とほぼ倍増する（参考文献②）。シミュレーションでは、カンボジア、ラオス、ミャンマーへの影響は試算されていないが、ベトナムより工業化が遅れているこれら三国への影響は大きい。新規加盟国は四方国共通して中国に資源を輸出し、製造業品を輸入しており、この分業パターンがACFTAにより強化される可能性がある。

ACFTAは、新規加盟国に対しては、関税撤廃スケジュールを遅らせ、より多くの例外品目を認めるなど特別扱いし、中小企業は経済協力の対象とするなどの配慮を行っているが、FTA始動によりどのような影響が現れるのかを注視していく必要がある。

（いしかわ こういち／亜細亜大学アジア研究所教授）

《参考文献》

- ① Wang Gungwu, "China and Southeast: The Context of a New Beginning," in David Shanbaugh ed., *Power Shift*, University of California Press, 2005.
- ② Sutthiphand Chirathivat and Suthiom Mallikarnas, "The Potential Outcomes of ASEAN-China FTA," in Ho Khai Leong and Samuel C. Y. Ku eds., *China and Southeast Asia*, IEAS, 2004.